

所得税の雪寒控除制度創設に関する要望課題検討報告

(平成6年3月23日)

1. 「所得税・雪寒制度創設」要望内容の整理と問題点

(1) 要望内容の変遷

① 同要望は、北海道において石炭手当の非課税要望から、豪雪地帯全体を対象とした寒冷地手当・薪炭手当の非課税要望にと広がり、その後事業所得者を含む積雪寒冷に起因する経費増嵩分の控除要望となり、これら各地の要望が「豪雪地帯における税等に関する措置について」(39年：「豪雪地帯対策審議会」)へと集約していった。

上記：「豪雪地帯対策審議会」の意見申し出は、豪雪地帯について豪雪の度合による級地を設け定率による豪雪控除制度を設けよというもので、所得税額を算定する際応能原則に基づく坦税力調整のため豪雪経費を対象に単目的の所得控除の創設を内容としていた。

② その後、要望は「雪寒控除制度」と名称を変え、その内容を幹事会で改めて整理したところ大旨「特定地域（豪雪地帯又は特別豪雪地帯）を対象に積雪寒冷に係る経費を課税単位の坦税力に係らず定率又は定額により一律に所得から控除」と理解されている。

また、積雪寒冷に係る経費には、屋根雪処理等に伴う自家労賃が含まれていると解釈されている。

(2) 要望内容の問題点

① 地域事情による経費増嵩分の斟酌

地域事情による経費増嵩分を所得税上斟酌することについては、昭和40年前半までに政府税調や税務当局の「地域的事情を税制上斟酌することは、税の基本を歪める恐れがある」との見解が確定しており、最近の各種控除制度の簡素化という税の国際的な流れにも逆行することとなる。

② 一律控除

最近の雪寒控除制度の内容と見られる一律控除制度の創設は、所得税額の算定にあたって課税単位（個人）の坦税力を個々に測定するため課税単位毎に人的控除や個人的支出控除による調整を行うとする所得税の大原則である応能原則に反するものである。

③ 自家労賃部分の斟酌

屋根雪降し等の自家労賃部分を控除対象経費とせよとの要望は、個人の坦税力の測定にあたって、除雪等に係る納税者の自家労働はいかなる形でも具体的経費支出（損出）を伴っておらず、坦税能力の低下という税の控除範囲で捉えることのできない性質のものである。

(3) まとめ

「所得税・雪寒制度創設」要望の経緯・背景、要望内容の問題点等を総合的に勘案すると保留措置となっている同要望課題を再要望する事は妥当でないと判断され、同要望に替わる課題として、雑損控除制度の見直しが考えられる。

2. 「所得税・雑損控除制度」の見直し

所得税・雑損控除制度の見直しについては、従前次の点が指摘されており、検討を試みた。

(1) 控除基準の緩和等

① 要望の内容

一般住家における除雪費は、異常豪雪時を除き 5 万円を越えることは極めて少ないと考えられ、また高齢化の進展等により除雪費負担の軽減化が必要なので、控除基準を引下げる必要がある。

② 要望内容の問題点等

ア. 控除基準については、医療費控除（現行 10 万円）とのバランスについて考慮せざるを得ないとする意見と医療保険制度による補填事情を考慮してバランスにこだわる必要はないとする意見に分かれたが、雑損控除の性格上、雪害経費のみのサイドから控除基準全体を議論することは困難であると考えられる。

イ. 控除基準の引下げによる弱者世帯等に対する減税効果については、見解が分かれたが課題の性格等から勘案すると税制での対応より福祉対策等で対応すべきものと考えられる。

ウ. 平成 4 年度税制改正の際、国土庁より雑損控除のうち雪害経費について控除基準を 2 万 5 千円に引下げるよう要望が出されたが取上げられず、国土庁も単年度で要望を取下げた経緯がある。

(2) 自家労賃部分の評価

① 要望の内容

除雪作業の一般的形態は、自家労働・近隣の相互扶助と見られるので、除雪経費に家計の支出の性格を求めるることは実態に合わず、自家労賃部分を評価すべきである。

② 要望内容の問題点等

自家労賃部分の斟酌については、雪寒控除制度創設課題の際と同様の問題であり坦税能力の低下という所得税の範疇に入らない性質の課題である。

(3) 対象経費の拡大

① 要望の内容

ア. 積雪に伴う增高経費について全て対象とする。

イ. 人力除雪が益々困難となって行く状況を勘案して、除雪機械、融雪施設等を災害経費と認める。

② 要望内容の問題点等

ア. 積雪に伴う增高経費を全て対象にせよとの議論は、結局「雪寒控除制度」創設要望と同じであり、議論が振出しに戻ってしまう。

イ. 除雪機械・施設等が個人による除排雪作業に不可欠なものとなりつつあるが、当年災害に対応するため止むを得ない経費という雑損控除制度との整合を図ることは極めて困難と考えられる。

(4) まとめ

雑損控除制度の見直しについて出された要望について検討したが、雑損控除制度の性格と整合を取つて要望することは、極めて困難と考えざるを得ない。

3. 報告結論

上記のとおり検討した結果「所得税・雪寒控除制度」創設の要望を継続すること及び新たに「所得税・雑損控除制度」見直しの要望に転換することも、所得税理論上事務的に検討するといずれも困難であると考えられる。

(参考)

本会における所得税の雪寒控除制度創設に関する要望課題見直しの経緯・背景等（事務局まとめ）

(1) 中央の経緯

- ① 56年税制改正の際、自民党政調ベースで所得税について雪寒控除制度の創設はできないとの検討結論から雑損控除制度の改正（足切りの緩和）を図り、同党関係機関から本会等に対し雪寒控除制度要望の取り下げないし見直しを強く求められた。
- ② 更に、平成5年度要望以降自民政務調査会事務局からも、要望を受ける主務省庁（国土庁）が検討を断念（平成4年度税制改正）した課題については、党として要望を受け取ってもらえなかつた。

(2) 本会の対応

- ① 56年税制改正等を受けて、60年9月の評議員会（山形県・天童市）に事務局より同課題を取下げる提案を行った。

検討の際、若干の県より同課題については「理屈が立たず、実現は無理と承知しているが対議会や労組等の関係から要望が出ていれば逃げられるので」との強い意見があり、結局当面継続することとし、機会を見て改めて検討することになった。

- ② その後、上記①の②を受けて中央の関係団体事務局からも本会の対応の明確化を求められていた等の背景を勘案して5年4月の評議員会に再度同課題の取下げを提案したところ一部県から60年の評議員会と同様の意見が出たが、全体としてこのまま要望を継続することも困難と判断されるので、同課題は概算要求事項ではないから税制審議が始まる秋口までに幹事会で検討させ、再度評議員会で検討することになった。

それを受け、幹事会で検討した結果「従前の要望は見直さざるを得ない。見直しの方向は、平成7年度要望に向けて関係団体等と意見調整出来るよう5年度中にまとめる。」との中間報告を平成5年9月の評議員会に提出・了承された。

また、冬の陣での要望では従前原則として所管省庁が要求していない制度要望は出さないことから、引き続き保留扱いとすることを確認した。

③ 引続き、幹事会で検討した結果「所得税の雪寒控除制度創設に関する要望」の継続は断念せざるを得ない、代替案として雑損控除制度の見直しを検討するとの第2次中間を行い（平成5年11月）了承されている。